

[事案 2023-240] 復活等請求

・令和6年6月25日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約の復活等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年6月に代理店を通じて契約した定期保険について、令和5年の保険料支払をせず失効したが、以下の理由により、契約の復活または従業員である被保険者への名義変更を求める。

- (1)約款には、復活の権利は契約者にあるとなっているはずで、コンプライアンス上問題がなければ復活手続きができると聞いている。
- (2)失効状態で名義変更ができるかと問い合わせたところ、可能との回答であったので手続きを進めたが、後日、失効後の名義変更はできないという連絡を受けた。
- (3)失効の原因となった保険料の支払いの中断は、代理店の指示に従ったままで、保険会社の対応は納得できない。
- (4)無職だと復活手続きができないという社内規定があることなど教えられていないし、事前に知る由もない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、契約者が求めれば当然に復活や名義変更ができるものではなく、諸般の事情を考慮のうえ、当社が可否を判断する。
- (2)法人契約の場合、被保険者は契約者の役員または従業員に限るという規定があるが、復活申込書には被保険者は無職との記載があったため、復活は承諾できなかった。
- (3)失効中の契約については名義変更に同意しないことになっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約失効当時の状況を確認するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の復活および名義変更は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。